

（表面）
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿

協議者 住 所 京都市南区上鳥羽鉾立町1番地
氏 名 巖本金属株式会社
代表取締役社長 巖本 博
電話番号 075-672-3688

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	三菱マテリアル株式会社 執行役社長 田中 徹也		
	住所又は所在地	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号		
	事業場の所在地	香川県香川郡直島町4049番地の1		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無		
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	シュレッダーダスト		
	種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず		
	性状	粉状、固形状		
	1年当たりの最大搬入量	2,400/年		
	排出事業場	名称	愛知川工場	
		所在地	滋賀県愛知郡愛荘町長野 397	
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	別紙1の通り	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙2の通り		
	住所又は所在地	別紙2の通り		

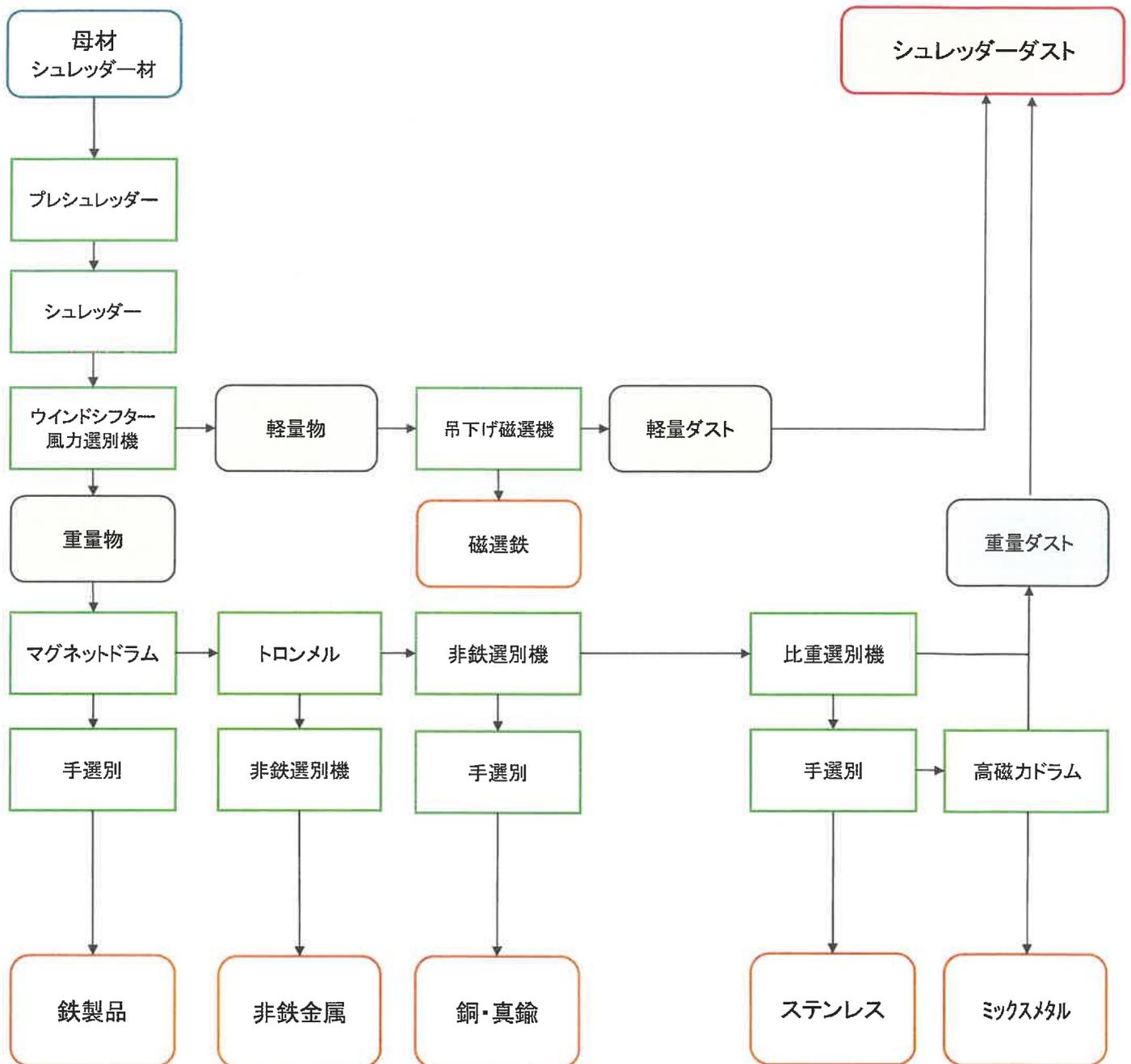
(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙3の通り
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	飛散防止
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	(工場長) 片岡 正仁 (連絡先) 0749-42-5671
	搬入開始予定年月日	2025年 5月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

巖本金属(株) シュレッダーダスト発生工程図



別紙 2 (収集運搬業者)

1. 長田産業 株式会社

代表取締役 長田 明訓

住所 大阪府交野市私部三丁目 2 番 14 号

2. 有限会社 大一運送店

代表取締役 堅田 康子

住所 高知県須崎市吾井郷乙 2290 番地

3. システムトランスポート 有限会社

代表取締役 山脇 孝一

住所 高知県高知市棧橋通六丁目 1 番 2 号



巖本金属 愛知川工場、〒529-1303 滋賀 車 283 km、4 時間 46 分
県愛知郡愛荘町長野397 から 三菱マテリアル(株) 直島製錬所、
香川県香川郡直島町4049-1

- ▲ このルートには有料区間が含まれます。
 - ▲ このルートにはフェリーによる移動が含まれています。
- 巖本金属 愛知川工場
〒529-1303 滋賀県愛知郡愛荘町長野397

中山道/国道8号 と 県道52号 から 東近江市 の 名神高速道路/西宮線 に入る

26分 (13.4 km)

- ↑ 1. 南方向に中山道/国道8号を進む
 - ↶ 2. 築瀬北 (交差点) を左折して 県道52号 に入る
(東近江市街 の表示)
 - ↶ 3. 左折する
 - ↶ 4. 東本町東 (交差点) を左折して 八風街道/国道
421号 に入る
 - ↗ 5. 八日市I.C (交差点) を右折して 名神高速道路・方
面のランプに入る
- ▲ 有料区間
- ↗ 6. 右車線を使用して 京都/新名神/近畿道/中国自動車
道 方面のランプに進む
- ▲ 有料区間

備前市 八木山 の 西国街道/国道2号 まで 西宮線、新名神高
速道路、山陽自動車道 を進み、山陽自動車道 を出る

2 時間 31 分 (213 km)

- ↗ 7. 名神高速道路/西宮線 に入る
- そのまま 西宮線 を進む
- ▲ 有料区間
- ↗ 8. 右車線を使用して 名神高速道路/西宮線 を進む
- ▲ 有料区間
- ↶ 9. 高槻JCT で、左車線を使用して 高槻IC/岡山 方面
E1A/新名神高速道路 の標識に従う
- ▲ 有料区間
- ↑ 10. 新名神高速道路を進む
- ▲ 有料区間

43.3 km

- ↑ 11. 山陽自動車道を進む
▲ 有料区間
97.7 km
- ↶ 12. 西国街道/国道2号 方面の出口を出る
▲ 有料区間
1.0 km
- ↶ 13. 左車線を使用して 国道2号/備前/日生/ブルーライン/関谷学校 の標識に従う
▲ 有料区間
750 m
- ↗ 14. 右車線を使用してランプから 福山/岡山 方面の西国街道/国道2号 に入る
▲ 有料区間
350 m

国道2号 を進み、県道45号 と 県道22号 に入って 2 の 宇野 - 宮ノ浦 に向かう

1時間 8分 (50.1 km)

- ↗ 15. 西国街道/国道2号 に入る
❶ そのまま 国道2号 を進む
25.7 km
- ↑ 16. 国道2号 を直進する
3.7 km
- ↶ 17. 東岡山駅/九幡/六番川水の公園 方面の出口を出る
170 m
- ↗ 18. 県道383号 に入る
84 m
- ↶ 19. 左折してそのまま 県道383号 を進む
2.5 km
- ↷ 20. 右折する
61 m
- ↶ 21. 左折する
550 m
- ↷ 22. 右折する
1.1 km
- ↶ 23. 左折して百間川ふれあいロードに入る
750 m
- ↶ 24. 左折する
19 m
- ↷ 25. 右折する
300 m
- ↶ 26. 左折して県道45号に入る
81 m
- ↷ 27. 右側 2 車線を使用して 新岡山港口 (交差点) で右折し、そのまま 県道45号 を進む
11.6 km
- ↶ 28. 尾坂峠南口 (交差点) を左折して 県道22号/県道74号 に入る (宇野港 の表示)
3.1 km

- ↷ 29. 右折する
220 m
- ↶ 30. 左折する
83 m

- 🚢 31. 宇野 - 宮ノ浦間のフェリーに乗り、直島町に向かう
⚠️ 有料区間
32 分 (4.8 km)

県道256号 を目的地まで進む

- ↑ 32. 直進する
7 分 (2.2 km)
- ↶ 33. 左折して県道256号に入る
110 m
- ↶ 34. 斜め左方向に曲がる
1.2 km
- ↶ 35. 左折する
900 m
- 📍 目的地は前方右側です
4 m

三菱マテリアル(株) 直島製錬所
香川県香川郡直島町 4 0 4 9 - 1

収集運搬経路図

有限会社 大一運送店

出発：滋賀県愛知郡愛荘町長野 397 巖本金属（株）愛知川工場

到着：香川県香川郡直島町 4049-1 三菱マテリアル（株）直島製錬所

出発 → 国道 8 号 → 国道 477 号 → 名神高速 竜王 I.C → 新名神 高槻 JCT →
山陽道 神戸 JCT → 山陽道 備前 I.C → 国道 2 号 → 県道 45 号 →
宇野港 → 四国汽船フェリー → 風戸港 → 県道 256 号 → 到着

収集運搬経路図

システムトランスポート有限会社

出発：滋賀県愛知郡愛荘町長野 397 巖本金属（株）愛知川工場

到着：香川県香川郡直島町 4049-1 三菱マテリアル（株）直島製錬所

出発 → 国道 8 号 → 国道 477 号 → 名神高速 竜王 I.C → 新名神 高槻 JCT →
山陽道 神戸 JCT → 山陽道 備前 I.C → 国道 2 号 → 県道 45 号 →
宇野港 → 四国汽船フェリー → 風戸港 → 県道 256 号 → 到着

（表面）
産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人殿

協議者 住 所 兵庫県姫路市飾磨区英賀字東浜甲 1960 番地の 5
氏 名 マキウラ鋼業株式会社
代表取締役 薪浦州平
電話番号 079-234-5111

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	三菱マテリアル株式会社 執行役社長 田中 徹也	
	住所又は所在地	香川県香川郡直島町 4049 番地の 1	
	事業場の所在地	香川県香川郡直島町 4049 番地の 1	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	シュレッターダスト	
	種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
	性状	粉状、固形状	
	1年当たりの最大搬入量	1,200 t / 年	
	排出事業場	名称	マキウラ鋼業株式会社 中島事業所
		所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島 2172 番地 1
当該産業廃棄物を運搬する者	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	別紙1の通り	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙2の通り	
	住所又は所在地	別紙2の通り	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙3の通り
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	シート掛けによる飛散防止措置
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	加納 裕一 080-2533-9234
	搬入開始予定年月日	2025年 5月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

収集運搬経路図

区間：1 兵庫県姫路市飾磨区英賀字東浜甲1960番地5 ⇒ 岡山フェリー乗り場
兵庫県姫路市飾磨区中島2172番地1

区間：2 岡山フェリー乗り場 ⇒ 直島港

区間：3 直島港 ⇒ 香川県香川郡直島町4049-1

出 発： マキウラ鋼業株式会社 兵庫県姫路市飾磨区英賀字東浜甲1960番地5
マキウラ鋼業株式会社 中島事業所 兵庫県姫路市飾磨区中島2172番地1

到 着： 三菱マテリアル株式会社 直島製錬所 香川県香川郡直島町4049-1

出発→県道436号→県道415号→姫路バイパス（中地インター）→姫路バイパス（太子上太田JCT）→姫路西バイパス
→山陽道（姫路西IC）→山陽道（備前IC）→国道2号線→県道260→岡山ブルーライン（蕃山IC）→岡山ブルーライン（君津IC）
→県道397号→国道2号線→県道30号→四国汽船フェリー→到着

別紙 2 (収集運搬業者)

1. システムトランスポート 有限会社

代表取締役 山脇 孝一

住所 高知県高知市棧橋通六丁目 1 番 2 号

2. 有限会社 大一運送店

代表取締役 堅田 康子

住所 高知県須崎市吾井郷乙 2290 番地

マキウラ鋼業(株) 廃棄物発生工程図(28条再資源化施設)

